川口町
公民館報
第111号

町の人口
（1月末）

世帯数	1,522（－4）
人口 男	3,471（－10）
女	3,580（－9）
計	7,051（－19）

（ ）は11月末との比較

町民スキー場の建設

中山地内　山を開発
7月着工　11月完成見込み

「川口町にスキー場を」……と云う声を数年前より聞きその要望にこたえるべく昨年春以来観光協会役員並びに商工会の方々が種々検討を行い中山スキー場を昭和四十六年中に実現することに話しがまとまりました。

設備は四〇〇mのリフト一基とロッジ、便所及び駐車場等をつくりたい計画です。

この計画を実現するために川口町観光開発株式会社を設立することになり、会社設立発起人会を結成し、この発起人によって会社をつくり、スキー場の運営に当ることになりました。

スキー場建設費は約三千五百万円程度が見込まれ、この金額は町民の皆様や町外の川口町出身者から出資していただくことに計画されています。青少年の健全育成と児童生徒の体位向上と併せてスキー客誘致による商工業の繁栄と更には将来の川口町観光事業推進の足がかりにしたいと役員一同張り切っています。

雪は天災なりとしていた従来の考え方を改めて雪による収入を得ようとする方法であり古くは見るレジャーから行動するレジャーにうつりつゝある現在益々スキーヤは増加することが予想されます。

小出スキー場須原スキー場小千谷スキー場共に年間三万人から三万五千人程度の利用者があるとのことです。

川口も二三年後には同じ程度のスキーヤーが来ることでしょう。

然し乍ら当面の問題は建設資金の調達ですが、ほとんどの額は町民の皆さんからこの計画を理解していただき出資に御協力いただくことになります。皆様のスキー場として皆様の金で立派なスキー場が出来、川口町観光事業の夜明けとならんことを切望します。

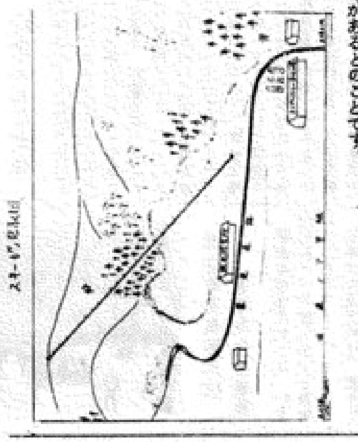

たのしい生活を営もう

明るい町づくり学級

一昨年四月から田麦山、木沢地域のみなさんといっしょに明るい町づくり学級を開設してきました。

主題は"健康でたのしい生活をいとなむために"を目標とし、具体的な内容は、成人病を予防するための食生活、これからの生活設計、たのしいグループ活動をテーマに調理実習、意見交換会、バス視察、健康診断、座談会など各種会合を毎月のように実施しました。

昨年七月十四日～十六日の三日間田麦山地域二十戸を対象に栄養調査を行ないました。

次の一表、二表はその結果です。それぞれの家庭でこの資料をもとに家中で話合い、よりよい食生活に工夫していただくようお願いします。

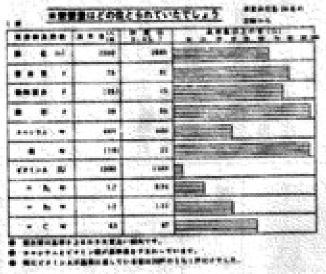

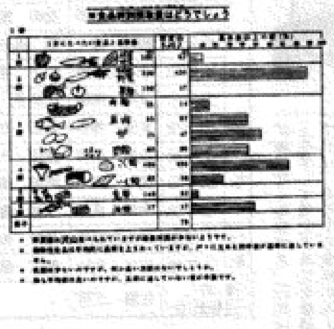

おわりに

この調査は摂取した自給、購入の食品の全量について栄養と価格計算をしました。それらの内容からみて調査期間中にふだんより比較的ごちそうを食べたことが感じられました。

しかし、そのことは栄養に対する関心の高まりを意味し、

。六つの基礎食品がわかった

。買物のしかた、食品のえらび方が上手になった

。おいしいものや栄養のあるものを食べさせてくれるならとお金の面で主人の協力が得られた。

等々、調査目的以外の収穫も沢山あったことをつけ加えておきます。

選挙について　お知らせ

一、農業委員会委員選挙人名簿

◎名簿に登録される者

川口町に住所を有し、十アール以上の農地を耕作する者及びその配偶者、同居の親族で耕作従事日数が年間六十日以上で三十一日現在で年令満二十才以上の者。

◎名簿の縦覧期間及び縦覧場所

二月二十三日から三月九日まで、川口町役場で。

◎異議の申出期間

二月二十三日から三月九日まで。

◎異議の申出決定期間

申出を受けた日から二十日以内に決定。

◎名簿の確定期日

三月三十一日

二、今年中に執行が予定されている選挙は次のとおりです。

◎新潟県議会議員選挙

告示日　三月三十日
投票日　四月十一日

◎町長及び町議会議員選挙

告示日　四月十八日
投票日　四月二十五日

◎参議院議員通常選挙

六月に執行予定

川口町選挙管理委員会

農地法改正

昭和四十五年十月一日施行

1 農地法はなぜ改正されたか。

最近の社会経済の変化により、農業経営の規模拡大等、生産性の向上が要請されていますが、改正前の法律では多くの規制があり、これを実現しえないため改正されたのです。

2 小作地の所有制限はどう変わったか。

不在地主が小作地を所有出来ないことの原則は従来と同様ですが、今度の改正では例外が大巾に認められました。

① 在住市町村の農地を十年以上自作地としていた者は、転住しても、その本人と、居住生計を一つにしていた相続人に限り、在村地主と同様に小作地の所有が認められます。

② この場合の所有面積については一〇ヘクタール以内です。

3 小作料は自由に定められるようになったか。

従来の農地一筆毎の小作料最高額統制は廃止されました。その代わり農業委員会は関係者の意見を十分聞いて、必要な農地の区分ごとに標準小作料をきめ、これより著しく高い小作料があるときは小作料を安くするよう勧告することができることになっています。

このため新たに賃貸借契約をしたり、従来の契約条件を変更したときは、そのことを、農業委員会に通知しなければならない。

なお、小作料は定額の金銭で定めなければなりませんし、実際の支払いも金銭でなければなりません。

4 標準小作料はどのようにして定めるか。

農業委員会は田畑別、上中下別など必要な区分をして、区分ごとに小作料の標準をきめます。その基準は通常の農家をもとに十アール単位面積あたりに粗収益から生産費を差し引き、農業経営主の利潤を確保した残りが、小作料にあたるという考え方を基準としています。

5 いちどきめた小作料は変えられないか。

小作料は当事者の契約で定めたものですから、お互いに納得すればこれを変更できます。しかし経済事情の変動、附近の農地の小作料と全く均衡がとれない事情があるときは、①当事者の一方が小作料の増額又は減額の請求をし協議することになります。

② 協議がととのわないときは、裁判により決定してもらうことになります。

6 従来からの小作地の小作料はどうなるか。

昭和四十五年十月一日現在小作地であった農地の小作料は今後十年間その契約が続く限り、従来通りの小作料でよいことになっています。

7 賃貸借契約の解約などの許可はどうなったか。

地主が勝手に小作地を取り上げることは、改正後も原則として認められません。しかし次の二つの場合には従来と違って知事の許可がいらないことになりました。

① 賃貸借契約の当事者が農地の引渡しの時期六カ月以内に書面により合意解約が行われた場合。

② 十年以上の期間を定めた賃貸借契約について、その期間が満了する前にその契約の更新をしないという通知をする場合、その通知はその期間の満了する一年前から六カ月前までの間にしなければなりません。

8 農地の取得資格はどのようにかわったか。

農地を買受けたり、借りたりする場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければなりませんが、その取得出来る者の資格が次のように改められました。

① 上限面積の制限は廃止されました。

② 下限面積は原則として五十アールとなりました。

従来は取得前三十アールの農地を耕作していなければならなかったのですが、取得前の面積と関係なく、取得後五十アール以上になればよいことに改正されました。

③ 農地を効率的に利用しないと他の農地取得ができません。

このことは資産的所有を目的とする取得や、投機的所有を目的とすることを防ぐためで、農業経営の状態や通作距離などからみて、権利を取得してもその農地を効率的に利用して経営出来ないと認められる場合には、許可できないことになりました。

④ 小作地は小作農の同意があれば小作農以外の者でも買うことができます。

従来小作地は小作農以外の人に売ることが出来ませんでしたが、許可申請書を出す六カ月前に書面で小作農からの同意があれば小作農以外の人でも買うことができます。しかし土地の所有者が変わっても賃貸借関係は、新所有者に引継がれますので耕作権は保護されます。

9 違反転用に対する処分が厳しくなりました。

農地を許可を受けないで転用した者、許可条件に違反した者、あるいは違反者から工事を請負った者などに対して罰則の適用のみならず、農林大臣または知事が、その工事の停止命令や現状回復命令または、転用許可の取消しなど違反を是正するために、必要な措置を命ずることができるようになりました。

10 農業委員会の役割は変わることになったか。

農業委員会は農地の利用関係の調整等を中心とする事務を処理しており、今回の改正により、その市町村の農地の賃貸等の許可、小作料の標準額を定めること、あるいは農地の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介をすることなど、今までよりも農業委員会の責任の範囲が広くなりました。

就職進学状況

第1表　進路状況

校別	生徒数	進学者数	就職者数	就職先 県外	就職先 県内	訓練施設	在家
	人	人	人	人	人	人	人
木沢中	15	9	6	(4)	(2)	0	0
田麦山中	32	12	13	(7)	(6)	3	4
川口中	120	81	26	(13)	(13)	11	2
合計	167	102	45	(24)	(21)	14	6
%	100	61	27	(53.3)	(46.7)	8.4	3.6

（就職先の％は就職者数に対してである）

第2表　進学先別進学希望状況

全校	小千谷 普通	小千谷 商業	小出 普通	小出 商業	小千西 普通	小千西 家政	塩商工	六日町 普通	六日町 家政	長農全	長工業	長工専	長商業	中越高	長女子
男	13	5	1	9	0	0	4	0	0	9	6	1	1	1	0
女	4	1	3	4	10	12	0	1	5	1	0	0	8	0	3
計	17	6	4	13	10	12	4	1	5	10	6	1	9	1	3

第3表　職種別希望状況

就職先	性別	事務員	店員理美容	鉄鋼工員	[illegible]	[illegible]	[illegible]	卸売・小売	サービス業	[illegible]	合計
県内	男	0		5	2	0	5	2	0	0	14
	女	0	1	1	1	4	0	0	0	0	7
	計	0	1	6	3	4	5	2	0	0	21
県外	男	0	2	0	1	0	3	0	1	0	7
	女	0	5	0	0	10	0	2	0	0	17
	計	0	7	0	1	10	3	2	1	0	24

河川法の一部改正について

住民の日常生活に関係が深い河川をいつもきれいに保って、皆さんが安心して利用できるよう河川の管理関係者は常に努力しています。洪水等からの災害の防止、河川の利用（使用）等のきまりを定めているのが河川法という法律です。

この法律は水力発電用の流水の使用から水道用水農業用水の取入れ、汚水の排出、土石の採取、河川敷地の利用（貸付は占用許可といっております）等河川の区域内のすべてのことについて、河川は特定の人の所有ではなく「住民全部の川」という考えから住民の皆さんが川を日常の憩いこと（魚釣りや水泳、ボート遊び等）以外に利用する時にはそれぞれ許可や届出が必要です。

今度、河川法の目的がうまく運用されるよう細かいきまりを定めている「河川法施行令」が一部改正（追加）になり、昨年の十一月七日から施行されましたので、その中で皆さんに最も関係の深い部分を抜き出してみますと、次のようになっています。

なお、違反した場合は違反本人だけでなく、その雇主や代表者も懲役や罰金の処罰を受けることになりますので充分御注意ください。

一、禁止される行為

① 水門等や堤防、護岸を損傷すること。

② 河川区域内に土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体等の汚物や廃物を捨てること。（ただし、農、林、魚業を営むための通常のものは除かれます。）

③ 禁止された堤防等の区域内に自動車や牛馬等を乗り入れること。

二、届出の必要なもの

① 汚水の排出

例えば、冷、滞からの排水、事業用の排水、家庭用雑排水等で直接河川に排出される一日の量が五十立方米以上の場合は、汚水の水質、量等について届出が義務づけられたもので、届出先は河川を管理している国（建設省）又は県（土木事務所）です。

三、許可が必要な行為

① 河川区域内で土、汚物、染料その他、川の水を汚濁させるものがついているものを洗うこと。

② 河川区域内に土石、竹木その他の物を堆積したり、設置すること。

許可の申請先は河川を管理している国（建設省）又は県（土木事務所）です。

罰則

一、六カ月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられるもの

① 河川を損傷した者。

二、三ケ月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処せられるもの

① 竹木を流送した者。

② 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者。

③ 河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れた者。

町民スキー大会

町民スキー大会が二月二十一日中山スキー場で行われた。この日絶好なスキー日和に参加選手、参観者延べ三百人余り、競技にレクリエーションに技を競い立派な成績を挙げて楽しく大会を終了した。

会場は昭和四十六年度本格的な町スキー場として開発される予定地。町長始め小千谷警察署長、町商工会長並びにスキー場建設委員、社会文教委員長のご来場を得て意気あがる大会であった。入賞者の氏名は次表のとおり。

種目	区分	1位	2位	3位
滑降	小学生	喜多村範夫	関野　光隆	覚張　秀樹
	中学生	北村　啓明	川辺　秀幸	阿部　豊美
	少年組	佐藤　正明	笹崎　繁喜	渡辺　久男
	成年組	阿部　修一	関　真佐道	関　武司
	壮年組	小宮山豊彦	山下　克利	中林　貞三
回転	小学生	覚張　秀樹	仁多見　勉	古田島　晃
	中学生	覚張　寿男	渡辺　利晶	五十嵐　孝
	少年組	佐藤　正明	渡辺　久男	喜多村巳利
	成年組	関　武司	阿部　修一	柴沢　誠
	壮年組	中林　貞三	小宮山豊彦	山下　克利
回転	小学生	中林左知男	星野　裕二	中林　弘隆
	中学生	広井　光秋	渡辺　義彦	山田　仁
滑降、回転総合		佐藤　正明		

固定資産課税台帳の縦覧期間中

三月一日から二十日までの間、町役場税務課窓口において固定資産課税台帳を関係者の縦覧に供しています。縦覧時間は、毎週月曜日から金曜日までは午前八時三十分から午後五時までとし、土曜日は正午までです。また関係者とは、その課税台帳の登録事項について事実上の利害関係を有するものであって、課税台帳に所有者として登録されている者、登録されるべき者およびその法定代理人、納税管理人、借地借家権者、抵当権者、質権者等をいいます。

固定資産課税台帳を縦覧することは、関係者に固定資産税の課税標準となる価格等について、その内容を知らせて価格等に不服がある場合には、三月末日までに、固定資産評価審査委員会に対して審査の請求をすることができる機会を与えているものです。

住民税の申告をわすれずに

毎年二月十六日から三月十五日までが、国税、県税、市町村民税の申告期間となっています。

国税については、所得税確定申告、贈与税の申告、一月決算法人の確定申告を税務署に、県税については、個人事業税の申告を県の財務事務所に申告しなければなりません。しかし所得税の確定申告をした場合は、県税、市町村民税の申告を要しないこととされています。

大部分の方は、国税や県の事業税は該当がないので、市町村民税だけの申告になります。町税務課では、申告者と一緒におくばりした申告日程表によって各会場で申告指導受付を行っておりますからお忘れなく申告してください。

また、申告の際に特別控除を受けるための必要な明細書類をかならず持参して正しい申告をしてください。当日都合の悪い場合は、役場会場において受付いたしますから後日お出でください。なお、不明な点はご遠慮なく税務課員におたずねください。

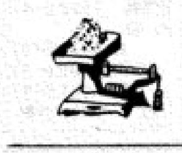

県立新潟高等学校通信制生徒募集

新潟高校通信制では、いま昭和四十六年度入学生を募集しています。

高等学校通信制は、働きながら勉強したい人が、年令、職業などそれぞれ異なる人々が無理なく勉強でき、四年以上在学して規定の単位を修得すれば、高校卒の資格が与えられる制度です。

※入学資格

中学卒業と同等以上の学歴を有する者

・（四十六年三月中学卒業見込みを含む）年令制限なし。

※募集人員

卒業コース　約三百名

科目別コース（希望科目のみを学習）若干名。

※願書請求（返信用封筒二十円切手貼布）問い合わせ等、詳しくは新潟市関屋下川原町ノ県立高等学校通信制まで。

建物共済に加入しましょう

火災統計によると一年間に発生する火災の四割以上が、春季に集中しております。

春季はフエーン現象など気象条件の悪影響に加えて、冬期間使用していたコタツ、ストーブ等の暖房器具の取扱いも、慣れにより、おろそかになり火災が多発しやすく、また、大火になりやすい時期です。

大丈夫と思っても、わずかな残り火から火事になることがありますから就寝前、外出前にはもう一度、火の元を確かめて下さい。

火災が発生した場合は早期鎮火が一番大切です。不時の場合に備えて、バケツ一杯の水をくんでおきましょう。

農家の皆さん火災防止は万全ですか、町農業共済事業で行っている建物共済は、安い掛金で一年間安心して暮せます。全戸が建物共済に加入しましょう。

川口町
川口町消防団

×　×　×

町の農業共済では今年の建物加入推進目標を立て現在加入申込の受付けを実施しております。万一の事故があっても「ピク」ともしないだけのあなたの建物又農機具の備えは万全でしょうか。建物共済では今までの加入最高金額三百万円を今回の制度改正により昭和四十六年二月一日から最高金額五百万円まで引上げ、加入出来る事になりました。掛金は住宅物件で万単位十六円普通物件で二十六円総合共済で五十円です。安い掛金であなたの暮しに安心を約束する農業共済の建物共済と農機具共済へ時価額いっぱいまで加入されるようおすすめします。

町農業共済係

へらない交通事故
昨年の事故統計から

きょ年一ケ年のあいだに町内で発生した交通事故の数は「一三四件」だった。まえの年にくらべて二倍以上である。その九割が国道であり、町外車、県外車である。

原因の大半はスピードの出しすぎや、追越し違反で、冬期になるとスリップによる接触事故がふえている。

ちょっとした不注意が大きな事故を呼び起し不幸な目にあっているが、なんとかしてこれらの事故を未然に防止できないものかと現場を見るたびに思われる。

きょ年町内で発生した事故の件数は次の通り。

月	人身	物損	計
1.	4	11	15
2.	2	14	16
3.	8	10	18
4.	2	4	6
5.	4	1	5
6.	4	4	8
7.	7	3	10
8.	7	7	14
9.	8	4	12
10.	3	5	8
11.	5	3	8
12.	6	8	14
計	60件	74件	134件

紙面の都合でこまかい分析はできないが、ひとりひとりの気持ちが規則を守るものでなければこれらの数はへらないのである。

しっかり守ろう交通のきまり
川口中の生徒が腕章を着用

正しい交通マナーを身につけて交通事故の絶滅をと、このほど川口中学校の全生徒が全面反射の腕章とライテープをつけて登下校している。

学校では日常交通安全のための指導を行なって来たが、特に国道を通学路としている生徒もおおいことからこれにふみ切ったもの。経費は全額町費をもってこれに当って生徒への交通マナーの徹底を図ったものである。なお、国道沿線の小学校にもこのことを徹底させるように現在腕章の追加中である。

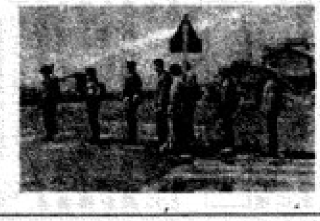

農業者年金被保険者資格取得届が開始
昭和四十六年一月一日から

農業者年金の本格的業務が開始され、又農家組合長さんを通し、被保険者資格取得届の取りまとめ中です。一月号の公民館報で述べましたが、農業者年金は国民年金に上のせした特殊な年金制度です。国民年金の所得比例に加入することが義務づけられておりますので、この点よくお含みの上加入して下さい。

川口町における農業者年金の加入予定者数は次のとおりです。

加入資格者で加入届をしてない方は、至急川口町農協で加入届をして下さい。

川口町農業委員会

	八郎場	上河原	長坂	下村	野田	中山	竹田	牛ケ首	川口1	川口2	川口3	川口4	川口5	川口6	川口駅	小和北	相川口	岩出原	荒瀧	新敷	原新田	中新田	西倉	川峠	牛ケ島	武道窪	相川1	相川2	相川3	荒谷	前原1	前原2	大形1	大形2	田中	大谷内	小高1	小高2	山ノ相川1	山ノ相川2	木沢	峠	貝ノ沢	計
当然加入	8	6	6	12	7	10	8	5	2	－	－	－	1	－	－	5	4	16	6	9	10	11	13	1	13	5	14	7	4	7	15		14		14	5	19		8		14	2	2	285
任意加入 経営主	－	1	1	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	1	－	－	－	5	－	－	－	1	－	1		－		2	－	2		8		4	3	－	25
任意加入 後継者	6	7	10	9	11	4	6	2	1	－	－	－	1	1	－	7	9	11	5	7	7	8	11	2	11	13	8	12	4	11	18		12		7	10	19		6		29	5	1	214
合計	4	4	19	21	18	16	16	7	3	－	－	－	2	1	－	12	13	27	11	18	18	19	24	3	29	18	22	19	9	18	43		26		23	15	40		14		47	10	3	401

寄附の御礼

町は四十五年度事業として児童遊園地をつくるに際して、この遊園地内に交通マナーを児童に教える設備も併設することになっていたところ、川口町出身者で長岡市に住んでいる正田聖氏より児童の交通安全を祈って一万円の寄附をうけました。

この方は一昨年三十年間無事故運転者として新潟県警より表彰され本館報で紹介された方です。

町の皆さんに本館報で報告すると共に御礼申し上げます。

「わが家の家計簿」体験談募集

―企画課―

新潟県貯蓄推進委員会では左記の要領により、家計簿体験談を募集しております。

記

内容　家計簿をつけ始めた動機や記帳上の苦心、家族の協力の模様、発見したムリやムダ、予算生活をした結果生じた変化など、家計簿記帳に関するものを自由に書いて下さい。

原稿　四百字詰原稿用紙に五枚以内。

原稿には住所、氏名、職業、年令、同居の家族名、家計簿記帳年数を記し、封筒の表面に家計簿体験談と明記する。

〆切　昭和四十五年三月十日

賞　特選三編　賞金五万円
　　秀作七編　賞金三万円
　　佳作四十編　賞金七千円

送り先　新潟市寄居町、日本銀行新潟支店内、新潟県貯蓄推進委員会あて。

その他不明の点は町役場総務課内　貯蓄推進委員会におたずねください。

以上